

一般社団法人三重県作業療法士会

謝金規程

平成25年1月18日

平成29年4月7日

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人三重県作業療法士会（以下「本会」という）の事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものである。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、講師謝金とする。

(講師謝金)

第3条 講師謝金は、本会が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義、実習又は実技指導に対して支払う。

(謝金の額)

第4条 謝金の額は別表に掲げる。但し、学会における特別講演等については、この限りではない。

2. 第3条に該当しないものについては、その都度定める。

3. 特に顕著な業績を有する者には実情を勘案し、理事会において謝金額を決定する。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1. この規程は、平成25年1月18日から施行する。
2. この規程は、平成29年4月7日から一部改正により施行する。

別 表

講師謝金支払基準

支 払 対 象 区 分			1 時間当り支払額 税込		
			講演 講義	実習指導 実技指導	備 考
講 師 基 準	A	大学教授，官公庁局部長級，民間企業役員，著名民間専門家，著名ジャーナリスト，医師(a)，弁護士等(a)，公認会計士(a)	13,000 円	7,800 円	日本作業療法士協会会員については、講師基準の該当区分支払額の 5 割相当額とする。
	B	大学准教授，短大・高専教授，高校校長，官公庁課長級，民間企業上級管理者層，民間専門研究者，医師(b)，弁護士等(b)，公認会計士(b)，認定作業療法士，専門作業療法士	11,500 円	6,900 円	
	C	大学講師，短大・高専准教授，高校教頭，官公庁課長補佐級，民間企業管理者層，民間一般技術者，作業療法士(a)	10,000 円	6,000 円	
	D	大学助手，短大講師・助手，高専講師・助手，高校教諭，官公庁係長級，官公庁職員，民間企業監督者層，民間企業職員，民間一般技能者，作業療法士(b)	9,000 円	5,400 円	
助 手	実習・実技の助手に対する謝礼は、日給 12,000 円（8 時間相当）とし、時間に応じて支払う。				
(注)					
1. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。					
2. (a)は、資格取得後 15 年以上の者、(b)は、それ未満の者とする。					
3. 「官公庁」とは、国又は都道府県レベルをいう。					
4. 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。					
5. 講師の職種及び職名が複数に該当する場合は、上位の区分を選択する。					
6. 作業療法士の講師は原則的に認定作業療法士とする。					
7. 作業療法士(a)(b)については、認定作業療法士に準ずる実績等があると認められる者とする。					
8. シンポジウムにおけるシンポジスト等においては、講演又は講義の支払基準より、実拘束時間に応じて支払額を算定する。					
9. 支給単価 1 時間に端数が生じたときは 30 分単位で支給し、30 分に満たないときは 15 分未満は切り下げ、15 分以上は切り上げて算出する。					